

KADOTA-Office.com 2010.03

URL: <http://www.kadota-office.com/>  
mail: [info@kadota-office.com](mailto:info@kadota-office.com)  
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758

今月の写真:

北野天満宮にて

photo by Akiyo Ujii

職場の空気はキレイですか？  
～受動喫煙対策がより厳しくなります～

最近、続けてたばこに関する情報が流れています。今回は、税金いくら？といった話題ではありません。“煙”への事業主としての対応が求められています。

- 職場での禁煙を義務化 厚労省方針 (2/7)  
厚生労働省は、受動喫煙から労働者を守るため、**事業者**に受動喫煙を防止するよう義務付ける**労働安全衛生法の改正案**を、来年の通常国会に提出する方針を明らかにしました。同省では、現在、「完全禁煙」か「喫煙室の設置」をガイドラインで定めていますが、強制力はないものとされています。
- 飲食店・ホテル等の「全面禁煙」を通知 (2/26)  
厚生労働省は、従来の分煙対策では不十分だと判断し、**不特定多数が利用する施設**（飲食店、遊技場、学校、病院、官公庁、ホテル、百貨店等）、鉄道やタクシー等の交通機関などについて、原則として**全面禁煙**とするよう求める通知を都道府県などに対して出しました。なお、通知に違反しても罰則はない。

～実際にこのような相談例もあります～

ある社員から「たばこの煙が苦手だ」と訴えを受け、席を移動するなどの対応をとってきたが、今までにそういったことを受けたことがない会社ほどの程度深刻なものか、理解できていなかった。ところがある時、本人から【受動喫煙による急性症状】と記載された診断書が提出された。さあ、大変！

～安全配慮義務を問われることも～

使用者は、労働者が職務を遂行するための場所、施設、器具等の設置管理、業務管理にあたり、労働者の生命および健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務（労働契約法第5条；安全配慮義務）を負っています。受動喫煙は、**眼症状**（かゆみ、痛み等）や**鼻症状**（くしゃみ、かゆみ等）、**頭痛**、**せき**等の急性的な影響をもたらすだけでなく、ひいては慢性的な影響として**肺がん**を発生させる危険性もあることから、真剣に向き合わなければ、安全配慮義務違反と相当因果関係にある労働者の損害（例えば、医療費、慰謝料）について賠償する義務があると解される可能性が強いものといえます。

今月の写真 ～Kadota-office staffs が贈る季節の風景

京都・北野天満宮の本殿前に咲き誇る紅梅です。この日境内では結婚式が行われ、紅梅が花嫁さんの白無垢をほんのり紅色に染め上げて祝福するような、そんな微笑ましい風景でした。

この編集後記を準備しようとした日のメールニュースで、『連合が労働条件チェックサイトを開設』という記事を見つけました。携帯電話やパソコンで利用することができ、雇用形態や契約期間を選んで簡単な質問に答えていくと、「ひとまず安心」「かなり問題あり」「重大な法律違反があるかも」といった結果が表示されます。また、結果は集計され県別のデータに反映されています。皆様の企業の従業員はどのように答えるでしょうか？



ワークルチェッカー：http://www.work-check.jp/

年金制度見直し・新制度設計が始まっています！  
～私たちもしっかり考えるときです～

いよいよ動き出した社会保障制度の見直し。次々と流れてくる情報をまとめてお届けします。

- 世論調査の結果を医療・年金政策に反映へ (2/15)  
長妻厚生労働大臣は、後期高齢者医療制度や年金制度などの重要な政策課題について、世論調査を活用する方針。国民の声を反映させるのがねらいで、(1) 一般公募モニターからの意見聴取、(2) 有識者へのアンケート、(3) 一般国民へ大規模アンケートを実施する考え。
- 新年金制度の設計に向けて実態調査へ (2/17)  
新年金制度（最低保障年金、所得比例年金）の設計を進めるため、2010年度から現役世代の所得や就労状況に関する実態調査を開始する方針。今後の議論の際に基礎データとして活用する目的。
- 年金運用益が2008年度損失の4分の3取り戻す(2/27)  
厚生年金と国民年金の積立金を運用する「年金積立金管理運用独立行政法人」は、今年度（2009年4～12月期）の運用実績が、市場運用利回り7.96%、運用益7兆4086億円となったと発表。これにより世界経済危機の影響を受けた2008年度の損失の約4分の3を取り戻した形。
- 国年法改正で最大40万人の「無年金者」救済(3/1)  
厚生労働省は、国民年金法の改正により保険料の事後納付期間を10年（現行2年）に延長する改正法案を今国会に提出予定。この場合、追納により年金額が増えるのは約1,600万人、受給資格年齢が早まるのは約70万人、将来的に無年金とならずに済むのは約40万人になると推計。
- 最低保障年金、物価連動など検討(3/8)  
2014年度以降に実施する年金制度改革で導入を目指す「最低保障年金」の支給額について、物価など経済・社会情勢に応じて変動させる仕組みの検討を始めた。支給額を固定せず、老後に受給時の物価水準に合った生活ができるようにする。

～ スタッフ紹介 ～



1月より社会保険労務士補助業務に携わっております松倉恵子と申します。手続業務は未経験のため、日々新しいことの連続です。今後、ひとつひとつ学びを重ねまた「書類を通し、皆様とつながっている。」という思いを胸に、丁寧に業務を行ってまいります。どうぞよろしく願いいたします。

厳しく指導してまいりますのでよろしく願い致します！（門田・菊地・氏家）

Kadota office.com 2010.03

#発行: 2010年3月10日 #編集・構成: Kadota-Office

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL : http://www.kadota-office.com/

mail : info@kadota-office.com

修日記 : http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/

陽子日記: http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/

